事業主様

9月の「もっけん」たより

◎ 被扶養者の資格確認(被扶養者確認調書)について

被扶養者資格の適正化及び保険給付の適正化を図るため、健康保険法施行規則第50条第1項に基づき、被扶養者資格の確認調査を予定しております。

今年度は 10 月 20 日(金)発送、11 月 30 日(木)締め切りとさせていただく 予定です。就職等に伴う異動届の削除のもれ等がないか、今一度確認をお願いいたし ます。

※健康保険法施行規則第50条第1項(被保険者証の検認又は更新等) 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る 確認をすることができる。

◎ インフルエンザ予防接種の補助事業について

今年度も集団接種(会場・巡回)と償還払い方式のどちらも実施いたします。集団接種の詳細につきましては今回同封しております「インフルエンザ予防接種」補助事業のご案内(申込期限は令和5年9月15日(金))をご覧ください。償還払い方式の案内は9月20日(水)頃に送付いたします。

厚生労働省 新型コロナワクチンについての Q&A

- Q 新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンは、同時に接種することはできますか?
- A 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種は可能です。ただし、 インフルエンザワクチン以外のワクチンは、新型コロナワクチンと同時に接種 できません。互いに片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。
- ※接種に関してはあくまでも自己の判断にてお願いいたします。